

第五回國會議院建設委員會會議錄 第十一号

三三三三

昭和二十四年五月四日(火曜日) 午前十一時三十分分開議

出席委員

委員長 淺利 三朗君

理事鈴木 仙八君 理事内藤 隆君

理事村瀬 宣親君 理事池田 峯雄君

理事天野 久君

宇田 恒君 瀬戸山三男君

田中 角榮君 飛嶋 繁君

三池 信君 宮原幸三郎君

増田 連也君 笹森 順造君

高倉 定助君

出席國務大臣 益谷 秀次君

出席政府委員 建設政務次官 内海 安吉君

建設事務官(総務局長) 中田 政美君

建設事務官 中田 政美君

委員外の出席者 専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

五月二日

屋外廣告物法案(内閣提出第一七三

号)

四月三十日

茨城縣の災害復旧土木事業費國庫補助の請願(山崎猛君紹介)(第七二二

号)

牧田川改修工事に関する請願(田中

啓一君紹介)(第七七二号)

園瀬川改修工事費國庫補助増額の請願(眞鍋勝君外二名紹介)(第七七三

号)

吉野川第二期改修工事促進の請願

(眞鍋勝君外二名紹介)(第七七四号)

第二類第十六号 建設委員會會議錄

第十一号 昭和二十四年五月四日

吉野川水系各河川の砂防工事費國庫補助増額の請願(眞鍋勝君外二名紹介)(第七七五号)

今切川改修工事施行の請願(眞鍋勝君外二名紹介)(第七七六号)

岩井、野田を結ぶ地点の利根川に橋架設の請願(山崎猛君紹介)(第七七七号)

野川坂陸橋改築の請願(庄司一郎君外二名紹介)(第七七八号)

本日の會議に付した事件

建設業法案(内閣提出第一四八号) 特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)(參議院送付)

○淺利委員長 これより會議を開きます。

特別都市計画法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案については前会において質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。

討論の通告があります。鈴木委員。

○鈴木(仙)委員 特別都市計画法改正の法案につきましては、新憲法下財産権を尊重するという趣旨で最も適當であると認めまして、なお土地区画整理事業が戦災復興の基盤でもありますので、本法案に対し民主自由党を代表いたしまして賛成するものであります。

○淺利委員長 池田委員。

○池田(峯)委員 日本共産党といたしましては、本法案の改正には賛成であり

ますが、但しこの特別都市計画法の第十六條のみでなく、相當の部分について改正を要求するものであります。すなわちこの法律において補償される対象は、土地所有者それから地上権、賃借権あるいは永小作権等を持つ者を主といたしまして、そしてその土地に工作物があつた場合、その所有者に対しては移轉を命じ、これを命ずる占有者に対しては立ちのきを命ずることができるとなっております。これらに對しましては一應補償を與えておきますけれども、この補償は補償審査會が決定することになっております。この補償審査會であります。この委員は會長が地方長官あるいは主務大臣の指定する市においては市長で、二委員は、關係各廳の一級又は二級の官吏、都議會、道府縣會又は市會の議員及び学識経験ある者の中から、地方長官がこれを命じ又は委嘱する」ということになつております。こういうような委員の構成では、土地あるいは建築物の所有者、使用者に損害のない補償処置を十分に講ずるといふことはできないのであります。もつとも同條では、補償審査會に臨時委員を置くことができるとも規定してはありますけれども、これもまた一地方長官が、關係市町村長及び關係市町村長會議員の中から、これを委嘱することができるといふことになつておまして、すなわち下の人民大衆の中から選挙し、推薦するといふことになっていないのであります。従ひまして、この條項を、補償審査會の委員の過半数は労働團體あるいは農民團體、市民團體、文化團體等の代表者または同團體が推薦する学識経験者において構成する、こういうように修正する必要があると思つております。同様に土地区画整理委員會の構成についても、単に土地所有者及び借地権者のみが選挙権及び被選挙権を有するのではなくて、その区画整理施行地区内の全住民が選挙権及び被選挙権を持つように改正すべきであるのであります。すなわち区画整理による影響は、単に土地所有者あるいは借地権者のみに限らず、土地使用者である借間をなす者も受けるのでありますから、第十一條の一部を、委員はその土地区画整理施行地区内の全居住者がこれを選挙する、全住民は特別に定める者を除いて、その土地区画整理施行地区にある土地区画整理委員會の委員の選挙権及び被選挙権を有する、こういうように改正すべきであると信ずるのであります。同時に特別都市計画法施行令第十六條は、法第十一條第二項に定める整理委員會の委員の定数は、特別の事情がある場合を除くほか、土地所有者の選挙すべきものと、借地権者の選挙すべきものと、借地権がなくても居住権を持つ者とに区分し、その割合が整理施行地区内における土地所有者の総数と借地権者の総数と居住権を持つ者との割合におおむね比例するように整理施行者がこれを定める。以上のようになりこれら改正すべきであると信ずるのであります。

以上を以て採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○淺利委員長 起立総員、よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本案に関する報告書の作成、並びに提出手續等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議なしと認めます。さようとはからいます。

○淺利委員長 次に去る二十八日付託になりました建設業法案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

益谷建設大臣。

建設業法案

建設業法

目次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 登録(第四條—第十七條)

第三章 建設工事の請負契約(第十八條—第二十五條)

第四章 技術者の設置(第二十六

條—第二十八條)

第五章 罰則(第二十九條—第三十二條)

第六章 附則(第三十三條—第三十五條)

第七章 附則(第三十六條—第三十八條)

第八章 附則(第三十九條—第四十條)

第九章 附則(第四十一條—第四十二條)

第十章 附則(第四十三條—第四十四條)

第十一章 附則(第四十五條—第四十六條)

第十二章 附則(第四十七條—第四十八條)

第十三章 附則(第四十九條—第五十條)

第十四章 附則(第五十一條—第五十二條)

第十五章 附則(第五十三條—第五十四條)

第十六章 附則(第五十五條—第五十六條)

第十七章 附則(第五十七條—第五十八條)

第十八章 附則(第五十九條—第六十條)

第十九章 附則(第六十一條—第六十二條)

第二十章 附則(第六十三條—第六十四條)

第二十一章 附則(第六十五條—第六十六條)

第二十二章 附則(第六十七條—第六十八條)

第二十三章 附則(第六十九條—第七十條)

第二十四章 附則(第七十一條—第七十二條)

第二十五章 附則(第七十三條—第七十四條)

第二章 登記

第五條 監督(第二十八條第一第三十二條)

第六條 建設業審議会(第三十三條第一第三十九條)

第七條 雜則(第四十條第一第四十四條)

第八章 罪則(第四十五條第一四十九條)

附則 第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、建設業を営む者の登録の実施、建設工事の請負契約の規正、技術者の設置等により、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表に掲げるものをいう。

2 この法律において「建設業」とは、総合、職別、元請、下請その他何らの名義をもつてするを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

3 この法律において「建設業者」とは、第八條の規定による登録を受けて建設業を営む者をいう。

(適用除外)

第三條 この法律は、左の各号の一に該当する者には適用しない。

- 一 政令で定める軽微な工事のみを請け負うことを営業とする者
- 二 別表中第十四号から第二十二号までに掲げる工事のみの完成を請け負うことを営業とする者

(登録)

第四條 建設業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、二年間有効とする。

(登録の要件)

第五條 登録を受けようとする者(前條第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」という。)は、その者(法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。))又はその使用人のうち一人が左の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。)を卒業した後五年以上若しくは同法による大学(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に建設省令で定める学科を修めたもの又は建設大臣がこれと同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者
- 二 建設工事に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者
- 三 建設工事に関し、十年以上実務の経験を有する者

第六條 登録申請者は、建設省令の定めるところにより、二以上の都道府県に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)を設けて営業をなす者にあつては、建設大臣に、その他の者にあつては、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、左に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その資本金額(出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。)及び役員の名
- 四 個人である場合においては、その者の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名
- 五 総合建設業又は職別建設業の区別、主として請け負う建設工事の種類及び建設省令で定める専門工事の種類
- 六 他に営業を行っている場合においては、その営業の種類

(登録の申請)

第七條 前條の登録申請書には、建設省令の定めるところにより、左の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 工事経歴書
- 二 直前二年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面
- 三 使用人数並びに営業用機器具の名称、種類、能力及び数量を記載した書面
- 四 登録申請者(法人である場合においては、当該法人及びその役員)及び法定代理人が第十一條第一項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であること並びに第五條各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有することを誓約する書面
- 五 第一号から第三号までに掲げる書面以外の営業の内容を示す主要な事項を記載した書類で建設省令で定めるもの

(登録の実施及び登録の通知)

第八條 第六條の規定による登録の申請があつた場合においては、第十一條第一項の規定により登録を拒否する場合を除く外、建設大臣又は都道府県知事は、遅滞なく、第六條各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を建設業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録換の申請)

第九條 建設業者は、前條の規定による登録を受けた後左の各号の一に該当するに至つた場合においては、建設省令の定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に、遅滞なく登録換の申請をしなければならない。

一 建設大臣の登録を受けた者が一の都道府県にのみ営業所を有することとなつた場合

二 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県以外の都道府県に営業所を有することとなつた場合

三 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県における営業所を廃止して、他の都道府県に営業所を設けた場合

2 第八條の規定は、前項の規定による登録換の申請があつた場合に、準用する。

3 前項の規定により登録を受けた建設業者は、従前の登録をした建設大臣又は都道府県知事に、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(無登録営業の禁止)

第十條 第八條の規定による登録を受けない者は、建設業を営むことができない。

(登録の拒否)

第十一條 建設大臣又は都道府県知事は、登録申請者が左に掲げる欠格要件の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添附書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 第二十九條第五号又は第六号に該当することにより登録を取り消され、登録の抹消の日から二年を経過しない者(法人である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む。)

三 前條の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者（法人である場合においては、刑に処せられた日において役員であつた者を含む。）

四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

五 法人でその役員のうち第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

2 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を附しその旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録手数料）

第十二條 登録申請者及び第九條の規定により登録換の申請をする者は、政令の定めるところにより、登録手数料を納めなければならない。

（変更等の届出）

第十三條 建設業者は、第六條各号に掲げる事項について変更があつたときは、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨の変更届出書を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 第八條第一項及び第十一條の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に、準用する。

3 建設業者は、毎営業年度終了の時における第七條第一号及び第二号に規定する書類その他建設省令

で定める書類を、毎営業年度経過後二月以内に、建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 建設業者は、第七條第三号に規定する書面その他建設省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎営業年度経過後二月以内に、その旨を書面で建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

第十四條 建設業者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、建設大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 建設業者が死亡したときは、その相続人

二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

四 建設業を廃止したときは、建設業者であつた個人又は建設業者であつた法人の役員

（登録の抹消）

第十五條 建設大臣又は都道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該建設業者の登録を抹消しなければならない。

一 前條又は第九條第三項の規定による届出があつた場合

二 第四條第一項の規定による登録の有効期間満了の際、更新の登録の申請がなかつた場合

三 第二十九條の規定により建設業者の登録を取り消した場合

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に、準用する。

（登録簿等の閲覧）

第十六條 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、登録簿並びに第七條、第十三條第一項、第三項及び第四項に規定する書類又はこれらの写を公衆の閲覧に供する建設業者登録簿閲覧所を設けなければならない。

（登録の抹消の場合における建設工事の措置）

第十七條 第十五條第一項の規定により建設業者が登録を抹消された場合においては、建設業者であつた者又はその一般承継人は、第十條の規定にかかわらず、登録抹消前に締結された請負契約に係る建設工事を引き續いて施工することができる。この場合において、当該建設業者であつた者又はその一般承継人は、登録抹消の後、遅滞なく、その旨を当該建設工事の注文者に通知しなければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該建設工事の施行の差止めを命ずることができる。

3 第一項の規定による建設工事を引き續いて施工する者は、当該建設工事を完成する目的の範囲内において、なお建設業者とみなす。

4 建設工事の注文者は、当該建設業者の登録の抹消の日又は第一項

の規定による通知を受けた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができる。

第三章 建設工事の請負契約

（建設工事の請負契約の原則）

第十八條 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に從つて誠実にこれを履行しなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

第十九條 建設工事の請負契約の当事者は、前條の趣旨に從つて、契約の締結に際して左の各号に掲げる事項を書面により明らかにしなければならない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 請負代金の全部又は一部の前金拂又は出来形部分に対する支拂の定をするときは、その支拂の時期及び方法

五 当事者の一方から設計変更又は工事中止の申出があつた場合における損害の負担に關する定

六 天災その他不可抗力に因る損害の負担に關する定

七 價格等（物價統制令（昭和二十一年勅令第十八号）第二條に規定する價格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変動

八 引渡検査及び引渡の時期

九 工事完成後における請負代金

の支拂の時期

十 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

十一 契約に關する紛争の解決方法

（建設工事の見積期間）

第二十條 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては、契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては、入札を行う以前に、建設業者が当該建設工事の見積をするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

（契約の保証）

第二十一條 建設工事の請負契約において請負代金の全部又は一部の前金拂をする定がなされたときは、注文者は、建設業者に対して前金拂をする前に、保証人を立てることを請求することができる。但し、政令で定める軽微な工事については、この限りでない。

2 前項の請求を受けた建設業者は、左の各号の一に規定する保証人を立てなければならない。

一 建設業者の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支拂の保証人

二 建設業者に代つて自らその工事を完成することを保証する他の建設業者

3 建設業者が第一項の規定により保証人を立てることを請求された場合において、これを立てないときは、注文者は、契約の定にかかわらず、前金拂をしないことがで

きる。

(一) 一括下請負の禁止

第二十二條 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問はず、一括して他の一の建設業者に請け負わせてはならない。

2 前項の規定は、建設業者があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

(下請負人の変更請求)

第二十三條 注文者は、元請負人に対して、建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。但し、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

(契約に関する紛争の処理)

第二十四條 建設工事の請負契約に關し紛争を生じた場合において、当事者の双方又は一方から申請がなされたときは、建設業審議会は、当該紛争の解決を斡旋することができ。

(請負契約とみなす場合)

第二十五條 委託その他何らの名義をもつてするを問はず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。

第四章 技術者の設置

(主任技術者の設置)

第二十六條 建設業者は、建設工事を施工するときは、第五條各号の一に該当する者で当該工事現場に於ける建設工事の施工の技術上の

管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

2 建設業者は、公共性のある工作物に關する重要な工事で政令で定めるものについては、専任の主任技術者を置かなければならない。

(営業所における技術者の設置)

第二十七條 建設大臣の登録を受けた建設業者は、同一都道府県内にあるその営業所の一に第五條各号の一に該当する者を一人以上置かなければならない。

第五章 監督

(指示、勧告及び営業の停止)

第二十八條 建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた建設業者が左の各号の一に該当する場合又はこの法律若しくはこの法律に基く政令若しくは省令に違反した場合においては、当該建設業者に對して、必要な指示をし、又は適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 建設業者が故意又は過失に因り建設工事の施工を粗雑にしたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼす虞が大であるとき。

二 建設業者が請負契約に關し不誠実な行爲をしたとき。

三 建設業者(建設業者が法人であるときは、その役員)又はその営業所を代表する者がその業務に關し法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、又は建設工事に關する他の法令に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき。

四 建設業者が第二十二條の規定に違反したとき。

五 第二十六條第二項に規定する主任技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、且つ、その変更が公益上必要であると認められるとき。

2 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者が前項各号に該当するとき、又は前項の規定による指示に従わないときは、当該建設業者に對し、中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会の同意を得て、六月以内の期間を定めて、その営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 建設大臣又は都道府県知事は、第一項第一号に該当する建設業者に對して指示をし、又は勧告する場合においては、特に必要があると認めるときは、注文者に対して、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 前三項の規定は、都道府県知事の登録を受けた建設業者が当該都道府県の区域外で営業所を設けないう建設業を営んでいる場合において、その地を管轄する都道府県知事に、準用する。

5 第十七條第一項の規定は、建設業者が第二項の規定(前項において準用する場合を含む。)により営業の停止を命ぜられた場合に、準用する。

(登録の取消)

第二十九條 建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた建設業者が左の各号の一に該当するとき、中央建設業審議会又は都道府

県建設業審議会の同意を得て、当該建設業者の登録を取り消さなければならぬ。

一 第五條各号に規定する要件をそなえる使用人を欠くに至つた場合

二 第十一條第一項第一号及び第三号から第五号までの規定に該当するに至つた場合

三 登録を受けてから一年以内に営業を開始せず、又は引き続いて一年以上営業を休止した場合

四 第十四條の規定による届出をしない場合

五 不正の手段により第八條第一項の規定による登録を受けた場合

六 前條第一項各号の一に該当し情狀特に重い場合又は同條第二項の規定(同條第四項において準用する場合を含む。)による営業の停止の処分違反した場合(不正事実の申告)

第三十條 建設業者が第二十八條第一項各号に該当する事実があるときは、その利害關係人は、当該建設業者が登録を受けた建設大臣又は都道府県知事に對し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(報告及び検査)

第三十一條 建設大臣は、すべての建設業者に對して、都道府県知事は、その登録を受けた建設業者に對して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に關係のある場所

に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定は、都道府県知事の登録を受けた建設業者が当該都道府県の区域外で営業所を設けないで建設業を営んでいる場合において、その地を管轄する都道府県知事に、準用する。

3 当該職員は、第一項の規定(前項において準用する場合を含む。)により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 当該職員の資格に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(聴聞)

第三十二條 建設大臣又は都道府県知事は、第十一條第一項(第十三條第二項において準用する場合を含む。)、第十五條第一項第二号又は第三十八條第一項(同條第四項において準用する場合を含む。)に規定する処分をする場合においては、あらかじめ、当該建設業者に對して聴聞を行い、なお必要があるときは参考人の意見を聴かなければならない。但し、当該建設業者が正当な理由がなく聴聞に應じないときは、聴聞を行わないで処分をすることができる。

第六章 建設業審議会

(設置及び目的)

第三十三條 建設大臣又は都道府県知事の行う処分に対するこの法律に規定する同意についての議決を行わせるとともに、建設大臣又は都道府県知事の諮問に應じ、建設

業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、建設業審議会を設置する。

2 建設業審議会は、中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会とし、中央建設業審議会は建設省に、都道府県建設業審議会は都道府県に、置く。

(建議及び勧告)

第三十四條 建設業審議会は、建設業に関する事項について関係各廳に建議することができる。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約を作成し、及びその実施を勧告することができる。

(組織)

第三十五條 中央建設業審議会は、委員二十五人以内をもつて、都道府県建設業審議会は委員二十人以内をもつて、組織する。

2 建設業審議会の委員は、関係各廳の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、中央建設業審議会にあつては、建設大臣が、都道府県建設業審議会にあつては、都道府県知事が建設大臣の承認を得て、命じ、又は委嘱する。

3 建設工事の需要者及び建設業者のうちから命じ、又は委嘱する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の三分の二以上であることができる。

(委員の欠格條項)

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 この法律により罰金以上の刑に処せられた者

(委員の任期)

第三十七條 関係各廳の職員のうちから命ぜられた委員を除く他の委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることのできる。

(会長)

第三十八條 中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会に各々会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第三十九條 この章に規定するものの外、建設業審議会について必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

(標識の掲示)

第四十條 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、建設省令で定める標識を掲げなければならない。

(訴願)

第四十一條 この法律に規定した事項につき、建設大臣又は都道府県知事のした処分不服のある者は、建設大臣に訴願することができる。

は、建設大臣に訴願することができる。

(権限の委任)

第四十二條 建設大臣は、特別の必要があると認めるときは、第三十條第一項に規定するその権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

(都道府県の費用負担)

第四十三條 都道府県知事がこの法律を施行するために必要とする経費は、当該都道府県の負担とする。

(参考人の費用請求権)

第四十四條 第三十二條の規定により意見を求められて出頭した参考人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

第八章 罰則

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十條の規定に違反して登録を受けずに建設業を営んだ者

二 第二十八條第二項の規定(同條第四項において準用する場合を含む)による営業停止の処分を違反して建設業を営んだ者

三 虚偽又は不正の事実に基づいて第八條第一項の規定による登録を受けた者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十六條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六條の規定による登録申請書に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二 第七條又は第十三條第一項、第三項若しくは第四項の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

第四十七條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第十七條第二項後段の規定(第二十八條第五項において準用する場合を含む)による通知をしなかつた者

二 第二十六條第一項又は第二項の規定による主任技術者を置かなかつた者

三 第二十七條の規定による技術者を置かなかつた者

四 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む)による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む)による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第四十五條から前條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の過料に処する。

一 第十四條の規定による届出を怠つた者

二 第四十條の規定による標識を掲げない者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を超え九十日を超えない期間内において政令で定める日から施行する。

(この法律施行の際建設業を営んでいる者)

2 この法律施行の際、現に建設業を営んでいる者は、第四條第一項の規定による登録を受けなくても、その施行の日から六十日を限り、建設業者とみなす。その者がその期間内に第六條の規定により登録を申請した場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

3 第十八條から第二十四條まで、第二十六條、第二十七條及び第四十條の規定は、前項の規定により建設業者とみなされた者については、適用しない。

4 第十七條の規定は、附則第二項後段の規定により建設業者とみなされた者の登録が第十一條第一項の規定により拒否された場合に、準用する。

5 前項において準用する第十七條第一項後段の規定による通知をしなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

(最初に建設業審議会の委員となる者の任期)

6 最初に建設業審議会の委員となる者の任期は、関係各廳の職員の

うちから命ぜられた委員を除き、その半数は二年、他の半数は四年別表

一	大工工事(建具取付工事を除く)
二	左官工事
三	土工工事
四	石工事(石碑及び庭石の類の工事を除く)
五	屋根工事(板金屋根工事を含む)
六	電気配線工事
七	管工事(さく井工事を含む)
八	れんが工事
九	鉄骨工事
十	鉄筋工事
十一	ほ装工事
十二	コンクリート工事
十三	しゆんせつ工事
十四	板金工事
十五	とび工事
十六	ガラス工事
十七	塗装工事
十八	防水工事
十九	タイル工事
二十	壁紙工事
二十一	機械器具設置工事(金属製建具取付工事及び金属製設備設置工事を含む)
二十二	熱絶縁工事

○益谷國務大臣 建設事業は公共の福祉に至大の関連のある産業であります

とともに、ことに現下におきましては、國民經濟の再建に重要な責務を有

しております関係上、國、公共團體の工事予算、あるいは民間の工事量も膨大な金額を示しております。これら建設事業の施工は、建設業者に負うところ大なるものがありますが、元來建設工事は、その良否が施工過程の適否に依存するところ多く、かつ建設業者には、高額の前掛金が支給されることが多いとともに、建設業は、工事施工に際し、人的色彩が濃い企業である特殊性を考へますとき、これを施工する業者の資質はまことに重要なものと申すことができるのであります。しかるに、終戦後における建設業者の濫立と、近時における經濟事情の逼迫に伴う経営難、資金難等により、現在建設業界には幾多の弊害を生じております

とともに、現行の請負契約には種々不合理的な点があり、工事の適正な施工を阻害している状況であります。これらの現状を放任いたしますときは、建設事業の適正な実施及びこれが強力な推進はとうてい望みがないものと懸念されますので、ここに建設業者の登録の実施、請負契約の規正、技術者の設置等を内容とする建設業法案を提案いたしまして、建設工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発達に資し、公共の福祉に寄與せんとするものであります。

以上の趣旨のつとりまして、この法律案の大綱をいたしましては、まづ第一に本法案の適用範囲であります建設物の主体をなす、かつ公共の福祉との関係が比較的稀薄な一定の工事のみを請負う者、及び一定金額以下の軽微な工事のみを請負う者は、これを適用除外とし、その他の者に対してこの法律を適用することにいたして

おります。

第二に登録の実施であります。この制度は、建設省及び各都道府県に登録簿等を公衆の閲覧に供し、注文者等に便を與えること、並びに悪質業者に對しては登録の抹消等の監督手段を發動する根拠とするともに、一定の要件を欠く、能力の乏しい業者を排除し、あわせて業者の実態を把握することを企図しております。すなわち登録は、建設大臣登録と、都道府県知事登録の二種とし、二年ごとにこれを更新することにいたしてあります。

第三に請負契約の規正であります。前述の通り、建設工事の請負契約には多分に不合理な点があり、まづ、これが合理化をはかりますとともに、建設工事の特殊性にかんがみまして、民法の「請負」に関する若干の補充的な規定を設け、請負契約の公正な履行を確保しようとするものであります。

第四に技術者の設置であります。業者は、工事の技術上の管理をつかさどる主任技術者を工事現場に、また建設大臣の登録を受けた業者は、技術者を一定の営業所に置かなければならぬことを規定し、建設工事の適正な施工を企図しております。

第五に監督の規定であります。これは登録を基盤といたしまして、業者に一定の不正な事実がある場合に、指示あるいは勧告を行うとともに、悪質な業者に對しては、営業の停止、または登録の取消しをなす得ることを規定してあります。これらの処分は重要なものについては、民主的な組織によつて建設業審議会の同意を事前になすべからざることとし、特に慎重を期することにいたしてあります。

最後に建設業審議会であります。建設大臣または都道府県知事が行う重要な監督処分につき、同意を與えるための議決をさせるとともに、その諮問に應じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるために、建設省及び各都道府県に建設業審議会を設けることにいたしてあります。その構成は、官公吏、学識経験者、注文者、及び建設業者から任命された委員により組織することにいたしてあります。

以上が建設業法案の大綱であります。何とぞ御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○淺利委員長 この建設業法案に關して各大臣の出席を要求いたしました。が、閣議のためになたも出席されません。よつてこれから時間の許す限り建設業法に對して質疑を行いたいと思ひます。これより質疑に入ります。

○池田(兼)委員 第五條のこの一、二、三の各号で、この條項のために登録を受けられない業者がどのくらい全國であるか、さらにそれを大体百万円あたりくらいの資本金別にして、どのくらいあるかというところ、それから大體登録を予想される業者がどのくらいあるか、それについて御質問いたします。

○中田政府委員 第五條の要件は一、二、三と要件がございますが、この要件はかなりこまかくなつておるようございませうけれども、要約いたしますと、技術者の一人一人ということであり、その技術者の方を一人要求しております。実務の経験を要するといふ点が若干制限になつており

ますが、そうむずかしい技術者ではございませぬ。

それから第二に、「建設工事に関し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能」とありますが、これも現在においてはそうむずかしい要件ではございませぬ。

第三の十年以上の実務という点でございますが、十年以上の実務を持たずに請負をやつておられるという方が若干あるのではないかと思ひます。しかしこれも、この法律の適用範囲が、たゞいま大臣が提案説明にお述べになりました通り、軽微な工事を行う者には適用しないということになつておりまして、その軽微な工事を請負う者というものは政令に譲つてございませぬ。それで、軽微な工事を適用除外にいたしましたれば、あまりこまかい業者は適用外になりますので、従つて第三項の關係においても、そうむずかしいことはなくなるのではないかと見ております。一應の推算では、該業者が十二万人くらいあるかと思つておりますが、たゞいまお話のように、一、二、三の制限があるために、現在やつておる者でどれだけの人はまだ推定いたしておられません。しかし何らかの方法で推計を加へまして、後ほどお答えしたいと思います。

○中田政府委員 これは十年以上実務の経験をしたということとを、申請のときに宣誓さすという意味とありませぬが、私はこういう実務をやつたという一種の経験を書類でお出し願うという程度でございませぬ。

○鈴木(仙)委員 そうすると、ただ単に形式ですか。

○中田政府委員 形式という意味じやございませぬが、そういう形で申請をしていただくことになりませぬ。しかし虚偽の申請をするとか、あるいは申請書の内容が間違つておつたということになれば、審査をして修正していただくこともございませぬ。実際においては、一々これを過去にさかのぼつて調べるということとは不可能でございませぬ。一應本人が間違いないということを証言して、書類に出していただければそれで結構だと思ひます。

○鈴木(仙)委員 つまり形式であつて、その人間がたゞ五年の経験を保持していても、十年だと言つて届け出れば、それをうのみにして、削下げるというふうなことはないのですか。つまりそうなる、だれでもこの登録を受けられるという形になるわけですね。そうするとこの法の精神がどこにあるか、ちよつと判断がつかなくなるのでございませぬ。

○中田政府委員 形式だけという意味ではございませぬので、つまり間違ひのない事実を申告していただくということになります。従つて明らかにそれが間違ひだということがわかり、あるいは疑ひがございませぬ場合には、ここに法律の要求する資格でないということになりますから、虚偽の申請になるということがあります。

○鈴木(仙)委員 やはりたゞいまの御質問にあつた第五條の第三ですが、「建設工事に関し、十年以上実務の経験を有する者」ともりまして、これが登録の條件になつておりますが、この十年以上実務の経験を有する者は、どういう基準によつて認定されるのか、その方法を伺いたいと思ひます。

○宇田委員 私は地方の行政の末端に多少関係いたしておりますので、この法案ができると同時に疑義を持つたのであります。まず第一に、たゞいまの鈴木さんの御質問のごとく、登録の申請書類を調査されるのが、もちろん地方の知事及び本省の二つになつていられると思ひますが、どういふ調査をされるかということが非常に重要なのでありまして、調査がいわゆる有名無実になるということが、明らかに今から看取されると思ひますが、一例を申しますと、私廣島縣の蘭製品連合会長をいたしておりますが、その蘭製品の販賣登録を受ける申請をやりまして、その申請者を調査いたして参りまして、おの／＼資本金も積立てておられる、書類においてももちろんはつきりも持つておるといふことで、調査のときには完全なる計画ができておるのであります。しかしながら、その調査をするときの机上の計画と、実際とは大きな隔たりがある。これは間違ひのない事実であります。従つてたゞいまの鈴木さんのお話のごとく、経験があるという申請をどの程度に認定するかということも大きな問題になります。もちろん学歴等の問題については、卒業證書の副書をつけることになつていて、これに対する罰則もきめられておりますから、そういうことは完全に行われると思ひますが、そういうことでの認定はまことに困難であると思ひます。同時にさいせん申し上げましたような、机上の計画だけは完成していても、あるいは機械工具を持つておられる、倉庫を持つておられる、資本金を持つておると申ししても、資本金等にお

いては、一時の積立は容易にできることとでありまして、審査当時と、実際に運営して行くときは非常な隔たりがあると思ひます。

さらにもう一つの例を申しますと、私は田舎で町長をいたしたことがありますが、ちよつと役場の前に薬局ができた。薬局は薬剤師、すなわち今日で言へば専門学校以上の力のある者でなければできないのでありますが、單なる小学校出だだけの主人が薬局を開いておる。それが役場の前でありまして、私まことに危険な千手なことであると考へまして、ただちに縣の衛生課へ調査を命じたのであります。ところが、ある未亡人が奥さんが知りませんが、四キロ内外の土地に一人の何れ就職した形になっておるのであります。私當時縣会におりましたから、ただちに衛生部長に調査を命じますと、衛生部の一役人と連繫しまして、どうも調査に行くときだけ薬剤師が出ては、その俸給と旅費その他の關係を調査すると、何ら出て来られない條件になつておる。ちよつと役場の前の薬剤師でありますので、私いろいろ調査をいたしましたのでありますが、薬局の権利を持つことによつて医薬の配給がある、その他いろいろの便宜があるというので、かようなインチキは今日の政治下では平氣で行われるのであります。これは蘭製品の問題と薬局の問題だけで二つの例をあげましたが、その他にもこうした種類のものが相当行われるのではないかと考へるのであります。

さらには本省の調査に至りましては、私一つの具体的事実を申し上げてみたいと思ひます。建設省に關係があるの

で、名前あるいはその課だけ申し上げませぬが、こういう一つの例があります。これは地方の一つの建築の問題であります。都市計画と言つても、区画整理に關連いたしまして、二つの同じような建築の問題が起つた。都市計画、区画整理によつて同じように切り取られるのであるから、同じように地方から本省へ願書を出したのであります。もちろん縣知事の口を添えて出したわけですが、一つはスムーズに通つたにもかかわらず、あとのものはひつつかつた。もちろんこれは同じ町でありますから、同じ代書が同じ條件で書いたわけでありまして、すべて同じ條件の二つの書類が本省に出されたのであります。前のものは次長がだれかが持つて来たと思ひますが、これはスムーズに調子よく通過した。ところがその次のものは抵触したのであります。當時私縣会の土木委員会におりましたので、私それを持つて来た。これはひつつかつた。ちよつと今回のわれわれの当選した衆議院選挙の前、十一月でありました。私はあらゆる手を盡しまして、同じようなものが二つ出ているのだから、むしろ前の方がおかしいのだ。具体的な事例をあげて、この方が正しいのだ。同じような條件で、同じような代書が書いたのだから、これは通したらどうかと言つても通さな

い。私は早く歸つて衆議院に立候補しなければならぬので、それでは一箇月後にまみえようというところで歸つたのであります。そのときに、却下された理由はどういふ理由であるかといふことを、責任者に対して——もちろん課長であります。私は伺つた。私は、いわゆる縣会の土木委員としては僭越なことになるので、当時廣島縣の道路課

七

七

長が上京しておりましたので、道路課長とともにその課長に会つて、どういふ理由で前のものが通つて、あとのものが却下されたのだ。ひとつ記録を拜見させてもらいたいと言つて、その記録は本省にないと言つたので、そんなばかなことではないと言つたのです。さうにいたしまして、私は一箇月後にまみえる約束をしましたが、遂に私が当選するといふ声を聞くと同時に、どこからともなくそれは許可された形になつたのであります。この問題につきまして、もちろん私個人の意見を申し述べたおるのではありませんが、その当時私は廣島縣のその都市の事態を詳しく申し述べたのであります。何ら採用されないものであります。

そこで私の言わんと欲するところは、このいわゆる登録制を、だれがどういふ方法によつて、これが正しい申請であるか、あるいは正しくない申請であるかといふことを調査するかにあります。従いまして、前に申しましたように、蘭製品の登録の問題にいたしまして、さらに薬局の登録の問題にいたしまして、今回のこの一つの大きな例を申し上げても、この登録制は、まことにわれ／＼としては必要な登録とも考へ得るのであります。またよつて起る被害のいかに甚大であるかも想像できるのであります。従つてこれは登録の調査をいたしますものには、最も民主的な、官僚独善に陥らざるやうな、正しい審査をするにあらざるば、これをつくることによつて、むしろ従來の業者におかつかつ被害が大きく予想されるのじやないかと考

えるのであります。その点につきまして、立案者の所見を伺います。

○中田政府委員 宇田委員の御意見、ごもつともな点があると思ひます。この建設業者の登録を研究するにあたりまして、基本的な考へをいたしまして、こゝろを考へて臨んだわけでございます。なるべく個人の営業を極端には制限せぬやうにして、社会の経済の現象を生きて／＼とさして行きたいといふ念願が一方にございます。かといつてそれに伴つて社会的に起るころの弊害も、ある程度チェックせなければならぬ。この二つのねらいを根本に置きながら研究いたしましたわけでございます。登録におきましても、この根本の希望は捨てていないつもりでございます。すなわちだれでもがやりたものは、なるべくあまりむずかしいことを言わぬ。しかしながら登録をした方でも、どうも實際が社会に対して都合があるという場合には、その現実をとらえて、これに対して社会的制裁といふやうな場合には、これに指示、勧告あるいは営業の停止、最後には登録の取消しといふやうな順を追つて、健全な業者にするやうにして行くといふやうに考へております。従いまして、登録の場合には、この法律のあとの方にもありますが、そうむずかしい條件をつけておりません。もちろん第五條で書いておりますことは、本人にこれに間違ひはございませんとし、誓約をつけていただくこととしております。それ以上明らかなる誤謬があれば調査をいたしますが、しかし今御指摘のやうに、出した書類が非常にゆがめられたり、あるいはのんべんだらりとや

れるといふやうなことがあつてはなりませんので、一定の期限を付しまして、必ず登録をしなければならぬやうにいたしております。それから登録をすれば今度拒否するといふやうなものに対してはどういうことをしておるか申しますと、これは出願者にとつては大問題でございますので、根本に申し上げました、営業の自由をなるべく阻害しないやうにという意味からいたしまして、官廳が阻止するといふ場合には、後に條文にあります建設業者の審査の——これは民間の人も出ていたでございます、官廳独善にならぬやうな仕組みにいたしておりますが、その審査の同意を得なければ拒否はできないといふやうにいたしております。その根本を申し上げますと、冒頭申し上げたやうに、できるだけ営業は活発にするやうにする。しかし個々の事案で悪い点があつたならば、それをためるといふやうな根本にしたいといふ意味で立案したやうなわけでございます。さう御承知願ひます。

○宇田委員 この運営を誤れば、むしろこれは時代錯誤の現象になると考へるのであります。今の御説明ではむしろあつてもなくともいい問題だ、大した問題じやないといふことに結論づけられるのであります。従來あつたものをこの際なくするといふ時代ではないかと思ひますが、もちろん原案の立てられた上にあつては、いろ／＼の御構想があるやうな思ひであります。さいせん申し上げましたやうな例を御参考になさつて、これをつくつたがゆえにその大きな企画の上にあつて、たとへば従來の建設工事は、一應指名請負等のことになつておつたと思ひます

が、指名請負そのこと自体はきわめて非民主的な行き方であり、またあなた方の御心配なさつておるところの不正業者と申しましようか、力のない業者を選別するといふことについては非常にならぬ方法であります。従つて前渡金を渡すとか、あるいは信頼してどういふ特別な契約をするかといふことに対しては、今度の法案が通つた後の方が、まず／＼危険な状態に御心配になるやうなことが起るのじやないかといふことを予想されるのであります。せつかくおつくりになりまして、今までもよいか悪い事態が起らないやうに特に要望いたしまして、私の質問を終ります。

○鈴木(仙)委員 私も宇田委員と同じやうな意見を持っております。ただいまの御説明のだけれども、営業ができるやうにしたい。さうしてこの精神は悪いことのできないやうにといふやうに聞いております。それで登録をすることばきわめて簡便で、先ほどお伺ひしたやうに、形式的のやうにも考へられる。だけれども登録を受けるものに許可になるというところは、結局虚偽の申請をして、この登録を受けた場合に、一般國民に対して、かえつてその認識をあらためるやうな結果になりはしないか、こゝろを考へるに私は考へる。それからどうもこれが一部の大資本を持つ建築業者の方を擁護するかのやうに——決してさうではないでしよう。ないでしやうけれども、擁護するかのやうな感じを、一般の小さい人たちに與える。これが私は一番の問題じやないかと思ひます。どうも私は今宇田さんが言つたやうに、私はよく業界のことは知りませんが、何か御役所の

仕事をとるには指名資格がある、あるいはその昔は談合をやるとかといふやうに、なれ合いの入札をやるとか、しつばし建築業者に対してはいまわしきうわさがないではないのであります。今回登録は簡単にできるでしやうが、何か今言つたやうな一部の大資本家の土産業者の擁護のやうに感ぜられる。この点について伺ひたい。

○中田政府委員 鈴木委員の御質問の点ごもつともな点がございますが、大企業家あるいは大資本を持つた一部の業者を擁護するやうな疑い、一般社会に持たせるではないかといふ点については、実はその点はむしろ逆に考へておつたらいでございませぬ。全然さういふ考へはございませぬ。これをいろいろ研究しました過程においては、こゝろを考へておつたわけでございます。これはむしろ注文者の便宜をはかるやうなものが眞意でございませぬ。ある土産業者を擁護しようといふやうな考へは毛頭ございませぬ。たゞたゞ登録しました業者の型をつくつて行かれたことがありまして、こゝろを資本構成でこゝろを技術者を持ち、こゝろを機械を持つておる者は、たとへばA級にする、この程度の人はB級にする、あるいはそれ以下の人はC級にするといふやうな級別をつけて、大工事にはそのA級の人が比較的参加しやうといふやうな注文者の便宜のため、いわゆる級別を判定するといふやうなこともございませぬ。たゞたゞ大業者を擁護する結果になる。少くともA級登録業者と言つたら、何でもかんでも信用があつて、業界においての競争に非常に有利な地位に立つといふやうな結果になるの

で、これはどうも弊害の方が恐ろしい、ということに気がつきまして、全然これはやめてしまつたわけでございませぬ。従いまして登録の要件としましては、最小限度の要件ということにいたしましたので、大業者擁護ということには、この法案では公然懸念がないかと思ひます。のみならず、軽微な工事を適用除外にいたしました関係上、それでは軽微な工事をやる者は登録しなくともよいから登録業者ではない、それからそれ以外の者は登録しておるから登録業者、この適用除外と適用との関係で、何か大業者を擁護するような結果になりはせぬかということも多少考へられますが、しかしこれもむしろあまりこまかい業者にこの適用をしることとは、かえつてその方が苦痛を感じさせるという意味で、この除外を考えたのでございませぬ。しかし今は小業者でも、大工事をやるというよりな前途に希望を持つた方でありませぬれば、何もこの登録を拒否するわけではございませぬ。要するに今みなに強制するところが苦痛を感じさせないかぬという意味での適用除外でございませぬ。従つてこの点からいたしまして、大業者を擁護して小業者を擁護しないという考へは全然起らぬだらうかと考へております。

○鈴木(仙)委員 たいだいまの御説明ですが、やはり宇田委員と同じような考へ方です。これはあつてもなくともよい法案じやないかと思ひます。今言つたように、かりに小さな仕事をする人の営業は決してばまはない、登録しなくてもできる、そこに何十万円とか何百万円とかいうことはつくでしようが、これはよい。そうなる、今度は

その人たちが大きな仕事をした場合には登録をすればよい。こういうような御説明のように聞いております。その登録をすることはたれでも先ほど私が質問いたしましたお答えは「十年以上実務の経験を有する者」ということに対しては、きわめて大ざつぱな考へのもとにこれをお認めになる。こうなるとあつてもなくともよいのじやないか。もちろん悪いことをする業者は、これはもう学校出の者を雇うことも知つておるでしようし、自分の経験を欺瞞をすることは簡単です。悪いことをする者は、いかにしても悪いことをしたからと言つて、私はその悪いことをする者を、すぐにできなくするということをする、そんなりつぱなものではないと思ひます。それから私の言ひたいのは、何かしら登録を受けた者は公認というような感じをうける、いわゆる金看板を上げられるような形となる。また登録を受けざる者はこの條件にふさわしくなく、登録を受けられぬ。い者は、どんなまじめなたき大工から上つた者でも、その公認というような看板を得られない。あなたの方では十年以上の経験を有することがきわめて簡単にできるのだとおつしやうけれども、正直な者はやはりこういふふうな法律が出れば、それを押し切つて自分のことを欺瞞してまで登録を受けようとする者はない。私がかえつて逆効果ではないかと思ひます。そういうふうな考へ方で私は申し上げるのであります。

それからも一つお伺ひしておきたいことは、これはどなたか先ほど対象の人員を御質問したようであります

が、もしこれが通りまして、この法案が施行される場合に、あなた方が想定されておる人員、またこれを取締る上、あるいは試験をする上、認可をする上の所要の費用とか、これに關係する人員は大体どのくらいの御算定であるか、念のためにお伺ひしておきたい。

○中田政府委員 この登録はあつてもなくともいいじやないかという御質問であつたと存じますが、われわれはそういう考へは持つていないのでございまして、虚偽の登録をいたしましければ処罰の規定もございませぬ。それから登録は割合に樂にできるじやないかという点につきましては、先刻申し上げたように、個人の営業の自由をあまり制限しないというよな心持が加わつておるといふ意味でございませぬけれども、しかしながら今日こういう登録制度も何もない時代においては、悪いことをしても一般の社会的制裁を加えるというだけで、業界としては何にこれに制肘を加へることは全然ありません。もし業者にして登録をした者が適當でない、そういう業績が積り重なるというところでありますれば、これは建設業審議会にかけて、登録の取消しを天下に公表することになりますから、非常に致命的な社会的制裁になるわけでありませぬ。またその段階にならなくとも、審議会の権威によつて相當な注意勧告をするということもございませぬし、また請負契約の内容の規正もできることになつておりますので、登録は決してむだであるという意味にはわれわれは考へておりませぬ。

それからこの施行に要する費用、人員等のことでは、これはこの

の法案にも載つております通り、建設大臣の登録というものは数縣に営業所を持つた業者を、どの縣に登録させるといふわけにいきませぬので、建設大臣の登録にいたしてあります。それから一府縣だけの営業所の業者についておは、便宜上縣知事の登録といたしてあります。しかもその登録手数料等も府縣単位に府縣の収入にするという關係でございませぬので、府縣登録の経費については府縣の歳出でまかなうようにいたしてあります。大体においてまかない得ると思つております。それから建設大臣の登録の方の事務については、行政簡素化の今日でありますから、人員は特にふやさずに、現在の人の配置轉換等でもやろうと思つておりますが、経費は二十四年度の建設省の経費に所要量は計上しておるようなわけでありませぬ。

○淺利委員 本案はすこぶる重要な法案でありますから、次会に質疑を続行することにいたしました。本日はこの程度にとどめたいと思ひます。なおこの際申し上げておきますが、本案に關しましては、前回の委員会において、審査の都合上参考人を呼んで意見を聞くことに決定いたしました。一應委員長一任となつておりました。大体の人選はできましたので、この際お傳へ申し上げておきます。学識経験者として、川島武宜君、東大法学部教授、請負契約に関する研究者であります。山下壽郎君、建設設計管理協合理事長、元東大工学部教授で米國建築士の研究をされておる方でありませぬ。また業者の方は、安藤清太郎君、全國建設業協会会長。難

波元由君、日本建設業協会会長。安藤さんは安藤組の社長、難波さんは中小業者の役員であります。それから民間の西松三好君、西松建設工業会社。森吉君、道路建設工業協合理事長。発注者といつたしまして、日発副總裁進藤武左衛門君。石井桂君、東京都建設局長。新井勝茂君、警視廳生活相談係長。以上の方々にお願ひいたしたいと存じまして、目下交渉中であります。御了承願ひいたします。

本日午後一時半より、第十委員室において建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会と連合審査会を開くことになつております。御出席の上、本委員会の意向を十分に反映いたしますよう願ひいたしたいと思ひます。

それでは次会は、公報をもつてお知らせすることにいたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時二十二分散会

〔参照〕
特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十四年五月二十一日印刷

昭和二十四年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局